

議案第 1 1 1 号

三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

（三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 3 0 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

グループホームさくぎ	三次市作木町下作木 7 3 9 番地 1
グループホームかわち	三次市下川立町 4 8 8 番地 2

」を

「

グループホームさくぎ	三次市作木町下作木 7 3 9 番地 1
------------	----------------------

」に改める。

第 5 条中「1 8 人」を「9 人」に改め、ただし書を削る。

（三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部改正）

第 2 条 三次市小規模多機能施設設置及び管理条例（平成 2 2 年三次市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名称	位置
かわち小規模多機能施設	三次市下川立町 4 8 8 番地 2

」を

「

名称	位置
----	----

」に改める。

第 6 条第 2 項を削る。

第 7 条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

区分	利用料金等	
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する給付を受けて利用する者	介護費	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 6 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 7 号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 8 号）に基づき算定して得た費用の額に相当する額
	食費	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成 2 4 年三次市条例第 2 8 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第 9 0 条第 3 項第 3 号及び三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 2 4 年三次市条例第 2 9 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第 5 2 条第 3 項第 3 号の規定による食事の提供に要する費用の額
	居住費	指定地域密着型サービス基準条例第 9 0 条第 3 項第 4 号及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 2 条第 3 項第 4 号の規定による宿泊に要する費用の額
	その他	実費相当額の範囲内で施設の運営規定において定める額

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。